

設計図書等に関する回答書

令和元年7月18日

二本松市教育委員会教育長
(公印省略)

下記のとおり回答いたします。

記

- 1 工事（業務）番号
- 2 工事（業務）名 城山市民プールで使用する電気の調達
- 3 質問事項及び回答事項

質問事項	回答事項
<p>1. 入札対象施設の現供給者を教えてください(複数社ある場合はその旨教えてください)※切替時に必要となります。</p> <p>2. 内訳書(高圧・蓄熱割引)の予定使用電力量合計は仕様書別紙に記載の予定使用電力量から蓄熱使用数量を引いた数量を記載すればよろしいでしょうか。 (例: 10月分) 133,346 k w h — 23,746 k w h = 109,600 k w h 予定使用電力量合計: 109,600 k w h, 蓄熱使用数量 = 23,746 k w h</p> <p>3. 弊社供給の場合、旧一般電気事業者と同様の付帯契約(蓄熱割等)の適用ができませんが、了承いただけますでしょうか。また、今回の入札にあたっては、内訳書(蓄熱割引)を使用し、蓄熱割引の単価欄に斜線を引いてもよろしいでしょうか。</p> <p>4. 初めて旧一般電気事業者から新電力に切替する施設でしょうか。その場合、旧一般電気事業者に新電力への切替ができることを確認していただいておりますでしょうか。</p>	<p>1. 東北電力株式会社です。</p> <p>2. 内訳書(高圧・蓄熱割引)の予定使用電力量合計は仕様書別紙に記載の予定使用電力量を記載ください。</p> <p>3. 了承しました。内訳書(蓄熱割引)を使用し、蓄熱割引の単価欄に斜線を引いた対応で構いません。</p> <p>4. 初めての切替となります。切替についての確認はしています。</p>

<p>5. 仕様書2(3)に「ただし、開始日時は供給変更手続きのため、受注者の申出による日時とすることができる。また、終了日時は発注者受注者協議の上変更することができる」と記載がございますが、弊社が落札し、ご希望の10月1日の供給開始日に手続き上間に合わない場合は、供給開始日を協議いただけないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>5. 仕様書2(9)エに記載のとおり供給開始日時から電気を供給ができるようにご対応ください。</p>
<p>6. 入札用封筒の記載内容に指定はありますか。</p>	<p>6. 入札書封筒には、入札件名等記載します。二本松市のトップページから「入札書・見積書関係様式」と検索していただき、「制限付一般競争入札」の欄の「入札書封筒(入札室執行用)」を参考に、記載してください。</p>
<p>7. 再度入札を辞退する場合、入札書に「辞退」と記載すればよろしいでしょうか。</p>	<p>7. 再入札書の金額欄に「辞退」と記載をお願いします。</p>
<p>8. 契約電力が500kw以上の施設において、各月の契約電力は仕様書の記載の値のとおり運用でよろしいでしょうか。</p>	<p>8. 現在の契約電力は485kWであり、仕様書別紙に記載のある契約電力は予定のものです。契約締結後の実際の契約電力については、落札者の決定後に協議のうえ決定します。(500kW未満)</p>
<p>9. 現契約での計量日を教えてください。</p>	<p>9. 検針日については月ごとに異なります。</p>
<p>10. 計量日はご使用期間末日の翌月0:00となりますのでご了承いただけますでしょうか。(例:使用期間が3/10~4/9の場合、計量日は4/10 0:00)</p>	<p>10. 契約書(案)のとおり毎月1回一定の日とし、詳細な計量日時については、契約締結時に協議します。</p>
<p>11. 請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとしますが、よろしいでしょうか。</p>	<p>11. 単価及び端数処理の計算方法については、仕様書2(8)に記載のほか、記載のない詳細な事項(基本料金、電力量料金、燃料費調整額等)については、落札決定後に協議するものとします。</p>
<p>12. 契約書締結時、契約内容について一部変更したい場合、協議を行うことは可能でしょうか。契約書変更が不可能な場合、協定書を別途締結させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>12. 原則として契約書(案)による契約としますが、必要に応じて落札者と協議の上定めるものとします。</p>
<p>13. 契約期間中において、地域の旧一</p>	<p>13. 原則として契約期間中は同一単価での電力供給としますが、契約書(案)第2条</p>

<p>般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変更があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能でしょうか。</p> <p>14. 地域の旧一般電気事業者において、燃料費調整単価の算定方法の見直しが行われた場合、本契約においても同様に見直しが行われるものと考えてよろしいでしょうか。それとも、契約時の燃料時の燃料費調整単価の算定方法のまま、契約期間内は変更なしとなりますでしょうか。</p> <p>15. 契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦ください。</p>	<p>第4項のとおり、双方合意のうえ契約金額を改定することができるものとします。</p> <p>14. 仕様書2(9)に記載のとおり、燃料費調整については、東北管内の旧一般電気事業者の算定方法によるものとします。</p> <p>15. 契約期間中及び契約期間満了時に閉鎖や移転等を予定している施設はありませんが、内容については了承します。</p>
---	---

事務取扱／総務部 財政課 契約係

TEL 0243-55-5082 (直通)